クリアリング機構における
最近の取組みについて

平成18年2月16日

日本証券クリアリング機構

本日のテーマ

１．　清算基金制度の一部見直し

２．　現物取引に係る清算手数料体系の改定

３．　ジェイコム株式に係る決済条件の改定

４．　清算システムの現状

1. 清算基金制度の一部見直し

見直しの趣旨

- 現行の清算基金制度では、所要額の変更が月1回であるが、清算参加者の債務引受額（売買代金）が急増した場合などには、当社の引き受けたリスクに対し、参加者が預託している清算基金が過小となるケースがある。

- また、清算機関に対する国際的な勧告である「清算機関のための勧告」では、価格変動率に対するカバー水準を高めに設定することなど、担保制度の要件について、一定の水準を満たすことが求められている。

見直しの概要

- 清算基金所要額変更時期の早期化
  - ・毎月4営業日に公表を行い、5営業日から適用
- 現物清算基金所要額の臨時変更に係る適用基準の明確化
  - ・日々、清算参加者毎に臨時変更基準額を算出し、臨時変更基準額が清算基金所要額を超過した場合には、当該臨時変更基準額を所要額に改定
  - ・臨時変更基準額は、各清算参加者の直近3日分の未決済残高に、一定の価格変動率を乗じて算出
- 所要額計算における価格変動率の取扱い
  - ・臨時変更基準額計算時の価格変動率については、過去60日間におけるTOPIXの4日分、3日分、2日分の変動率の99%をカバー
- 実施時期
  - ・平成18年7月1日（予定）

2. 現物取引に係る清算手数料体系の改定

現行の清算手数料体系

- 債務引受金額に万分の0.06を乗じた額

<u>基本的な考え方</u>

当社が提供するサービスの利用度合いに応じて、応益的に負担いただくことが原則。参加者の享受する便益は、基本的に当社が参加者から引き受ける債務引受金額の多寡に応じたものであるとの考え方による。

環境変化

昨今、株式市況が活況を呈するなか、債務引受件数は過去最高を更新するなど急増しており、それに伴い、システム能力の増強やシステム処理のためのコストも急増している。

一方、現行体系では、システム関係コストの発生要因である債務引受件数が考慮されていないため、公平かつ応益的な手数料負担が実現されているとは言い難い状況にある。

新体系導入にあたっての考え方

件数基準の導入

- ✓ 参加者間の負担の公平性を確保するため、システム関係コストの発生要因である債務引受件数に応じた件数ベースの料率体系を、現行の金額ベースの体系に併せて導入

固定手数料の導入

- ✓ 各参加者の取引量に関係なく、システム管理や参加者としての資格維持等に係る一定の運営コストが発生していることを踏まえ、定額的な手数料を負担いただくことが負担の公平性の観点から適当と考え、固定手数料を導入

実施時期

- ✓ 平成18年10月1日（予定）
- ✓ 2年間の経過措置を設け、平成20年10月1日から通常体系を適用

現物取引に係る清算手数料の新体系の概要

項　目	現行体系	新体系	備　考
1. 清算手数料	債務引受金額に応じ 万分の0.06	＜標準料率＞ ①債務引受金額に応じ　　万分の0.04 ②債務引受件数1件に応じ　2.95円	
大口割引制度	－	①金額ベース 1兆円超 3兆円以下の部分 標準料率×0.97 3兆円超の部分 標準料率×0.95 ②件数ベース 50万件超 150万件以下の部分 標準料率×0.97 150万件超の部分 標準料率×0.95	・弊社の月間債務引受額が40兆円超の場合に適用
【経過措置】	－	清算手数料の標準料率について 平18.10.1～平19.9.30 万分の0.052（金額）＋ 1円（件数） 平19.10.1～平20.9.30 万分の0.046（金額）＋ 2円（件数）	・平20.10.1から通常体系
2. 固定手数料		1社あたり月額13万円	・月間の清算手数料額が26万円以下の参加者については免除
【経過措置】		平18.10.1～平19.9.30　一律月額5万円 平19.10.1～平20.9.30　一律月額9万円	・平20.10.1から通常体系

3. ジェイコム株式に係る決済条件の改定

経緯

- 12月8日、みずほ証券の誤発注及び東京証券取引所の売買システムの不具合により、ジェイコム株式について、みずほ証券による96,236株の売り越しとなる売買が成立
- 12月9日、東京証券取引所がジェイコム株式の売買を停止
- 12月13日の決済日に、株券の授受に代えて、金銭の授受により、決済を結了

決済条件改定の必要性

- みずほ証券の売り越し分は、発行済株式数の6倍超となる数量であり、決済日における株券の受渡しが著しく困難な状況にあった。
- こうした事態を放置した場合、決済日に相当数のフェイルが発生し、かつ、それが長期間にわたり継続することが予想された。
- かかる事態は、清算機能の事実上の機能停止であり、我が国証券市場における清算・決済制度の信頼性の失墜につながりかねない状況にあった。

クリアリング機構の対応

業務方法書第82条（天災地変等の場合における非常措置）に基づき、以下の措置を採った。

1. 株券の授受に代えて、一定額の金銭の授受による決済
2. 一定額の金銭は、特別決済値段（912,000円）に授受する株数を乗じた額

なお、912,000円は、誤発注に始まる一連の経過がなかったと想定した場合の価格を基礎として算定

4. 清算システムの現状

注文・約定件数の増加に伴う東証の措置

- ✓ 注文集約の要請
- ✓ 午後立会開始時刻の延刻
- ✓ 注文・約定件数が一定数を超えた場合には売買停止

新清算システムの稼働

- ✓ 1月30日に稼働
- ✓ 安定的な稼働の確保
- ✓ 処理能力の増強